

東京オリンピック・パラリンピックに関する提言

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた支援策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 開催に向けた環境整備等について

(1) 機運醸成に資する全国的な取組を実施するとともに、地域の創意工夫による「おもてなし」やシティドレッシングなど、地域活性化やレガシー創出につながる取組への支援を行うとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、都市自治体や企業等による広域連携、公民協働の取組に対し、財政措置を含めた支援を行うこと。

(2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応、無料Wi-Fiの整備、ボランティアの育成等を推進するとともに、十分な財政措置を講じること。

(3) 心のバリアフリーの普及啓発を推進すること。

(4) 治安対策について万全を期すること。

(5) 暑さ、感染症、交通混雑対策等の総合的な安全対策を講じること。

また、都市自治体の意見を踏まえ、大会開催期間中の具体的な対応を早期に決定し、丁寧な説明を行うこと。

(6) アスリートや指導者の育成に係る支援を拡充すること。

また、すべての人々がスポーツ活動に参画できる機会を確保するための支援を行うこと。

(7) 大会の機運及び都市の価値を醸成する目的で実施する文化芸術振興等の文化プログラムについて、実施に係る技術的・財政的な支援及び推進体制の整備に係る人的な支援を講じること。

あわせて、都市自治体が行う伝統文化や芸術に関する事業について、財政措置を講じること。

2. 開催に向けた施設整備等について

(1) ユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進に対する支援を拡充すること。

なお、競技会場の整備に当たっては、周辺環境や景観等との調和に十分

配慮すること。

- (2) 大会の開催効果を波及させるため、スポーツ・文化施設等の整備等について、財政支援の拡充を図ること。

また、事前キャンプ地や競技開催地等における施設整備等について、財政支援を拡充すること。

3. ホストタウンの推進について

- (1) 同じ国を相手国とするホストタウン自治体や関係機関・団体等との間の情報提供等の支援を行うこと。
- (2) すべてのホストタウン自治体に対し、事前キャンプ・外国競技団体の受け入れや相手国の応援・理解促進に係る経費について、財政支援を拡充すること。

4. 大会終了後の支援について

祝祭ムードの受け皿や大会レガシーとなる都市自治体の取組について、大会終了後も必要な財政支援等を講じること。